

名古屋市と認定NPO法人中部リサイクル運動市民の会との リユース活動の促進に向けた実証実験に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と認定NPO法人中部リサイクル運動市民の会（以下「乙」という。）は、甲及び乙が連携して実施するリユースを促進する仕組みの実証実験（以下「本実証実験」という。）に関し、以下の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力のもと、市民のごみの減量およびリユース促進の効果を検証するため、本実証実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施期間）

第2条 本実証実験の実施期間は本協定書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、実施期間を延長させることが出来るものとする。

（事業内容）

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民が直接南リサイクルプラザに持ち込んだリユース品（以下「リユース品」という）を、甲または乙が管理する施設等において有償又は無償で譲渡をする。
- (2) 前項の規定により収集するリユース品の対象となる品目は、家具、レジャー用品、スポーツ用品、子ども用品等とする。
- (3) 前項に定めたリユース品の対象となる品目に加え、その他再生利用可能なもののうち、甲乙協議の上、特別に定めたものを追加することができる。

（甲の業務範囲）

第4条 本実証実験の甲の業務範囲等は、次のとおりとする。

- (1) リユース品の取得及び乙への譲渡
- (2) 本実証実験に関する市民への周知、広報
- (3) リユース品のうち、リユースが困難であった物の処分

（乙の業務範囲）

第5条 本実証実験の乙の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) リユース品持込の受付
- (2) リユース品の運搬
- (3) 甲乙協議の上定めた、販売データの収集及び甲へのデータの提供

（費用負担等）

第6条 本実証実験に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

- 2 甲が乙に譲渡したリユース品の売上げは、乙が取得する。
- 3 その他、費用負担に疑義が生じた場合、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定書に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(本協定の見直し)

第8条 甲又は乙から、本協定書の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(不可抗力)

第9条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

(協定の解除)

第10条 甲又は乙は、甲又は乙のいずれかが本協定に定める事項に違反し、本協定第1条に規定する目的が達成できない事情が生じた場合、本協定を解除することができる。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 9月 28日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市東区代官町39-18 日本陶磁器センタービル5階
認定NPO法人中部リサイクル運動市民の会
代表理事 永田 秀和